

国内外の折りたたみ椅子に関連する規格・基準

【米国】

- 「Standard Consumer Safety Specification For Children's Folding Chairs (Designation : F2613-07)」 2007 年 2 月承認 2007 年 3 月発行 American Society of Testing and Materials (ASTM) (和訳)「小児用『折りたたみ椅子』に関する消費者安全仕様規格(分類番号 : F2613-07)」 2007 年 2 月承認 2007 年 3 月発行 米国材料試験協会 (ASTM) (一部抜粋)

5.8 折りたたみ機構およびヒンジ — この要求事項は、折りたたみ機構およびヒンジにおいて起こりうる圧潰、裂傷または挟圧の危険を取り除くことを意図する。例：鉤の動きをする折りたたみ機構およびヒンジの突然のあるいは予想外の折りたたみの動き、；ある位置では指が入り、しかしすべての位置でそうではない二つのヒンジ結合部材のすきまが変化しているヒンジラインの間隙。

5.8.1 折りたたみ機構 — 「製品」は、その「製品」が「製造者推奨使用位置」にある場合に、予期せずにあるいは突然動きまたは折りたたまれることを防止するロック装置または他の手段を有するか、あるいはその「製品」が突然動きあるいは折りたたまれる場合に、手指および手、足先に圧潰あるいは裂傷を生じさせない適切なすきまを有すること。

5.8.2 「製品」の予想外あるいは突然の動き、または折りたたまれるのを防止するため、「製品」が「製造者推奨使用位置」のいずれかの位置にあるときには、ロック装置およびその他の手段が自動的に作動状態になるものとする。止め具は、使用位置にセットするときには手動でもよいが、手を放すと自動的にかみ合わさなくてはならない。第 6.1 項の試験中およびその完了後には、「ユニット」はそのまま「製造者推奨使用位置」になっていなければならない。

5.8.3 「ユニット」がロック装置付きで設計されている場合：

5.8.3.1 第 6.2 項にしたがって試験する際に、ロックを解放する機構を作動させるためには、この装置は作動操作ごとに最低 10 lbf (45 N) の力を必要とするものとする。

5.8.3.2 複動式ロック装置は、それを開放するためには、二つ目の操作時には最初の操作をそのまま持続していなくてはならない連続的な二つの操作を必要とするものか、あるいは二つのロック機構を同時に操作しなくてはならない二つの別々の独立した個別の操作を必要とするものとする。複動式ロック装置には力の要求事項は無い。

5.8.4 ヒンジラインの間隙 — 固定部分と可動部分とのあいだのヒンジラインに沿ってすき間がある「製品」は、手を近づけることのできるヒンジラインのすき間にもしも直径 3/16 インチ (5 mm) の丸棒が入るようならば、ヒンジ位置がどのような場合にもこの隙間に 1/2 インチ (13 mm) の丸棒が入る構造でなくてはならない。

5.8.5 ロック装置が完全に作動していない限り、いかなる「製品」でも外見上「製造者推奨使用位置」のいずれかの位置にセットされているかのように見えてはならない。

5.9 堅い材料にある円形の穴 — この要求事項は、手を近づけることができる薄い金属板およびその他堅い材料にある穴への指のはまり込み（これは血液の循環を止める可能性がある）を防止するものである（円形ではない穴は、はまり込んだ指の血液循環を止めるような著しい危険を生じないと考えられている）。厚みが 0.062 インチ (1.58 mm) 未満の堅い材料にある手を近づ

けることができる円形の穴に、もしも直径 1/4 インチ (6 mm) の丸棒を深さ 3/8 インチ (10 mm) 以上入れることができるならば、その穴には 1/2 インチ (13 mm) の丸棒が入らなくてはならない。「製品」は、「製造者推奨使用位置」すべてにおいて評価するものとする。

5.9.1 根拠 — 「折りたたみ椅子」を使用する小児は玩具を使用する小児と同じような年齢範囲なので、消費者安全仕様 F963 における玩具に関する要求事項にもとづく。

(ここで紹介している内容は、ASTM より 2007 年 3 月に発行された F2613-07 を東京都にて編集し仮訳したものです。使用に当たっては、必ず最新の原文をご利用下さい。)

【日本】

○「SG 金属製折り畳みいすの認定基準及び基準確認方法」 通商産業大臣 60 産第 7145 号 昭和 61 年 1 月 7 日 財団法人製品安全協会 (一部抜粋)

基準の目的：この基準は、金属製折り畳みいすの安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生の防止を図ることを目的とする。

適用範囲：この基準は、背もたれが取り付けられている一人用の金属製折り畳みいすについて適用する。

項 目：1. 外観及び構造

認定基準：1. 可搬型折り畳みいすの外観及び構造は、次のとおりとする。

(4) 着座姿勢時に手指が触れる箇所に、危険なすき間が生じにくい構造であること。

基準確認方法：操作することにより確認すること。

○「SG 可搬型折り畳みいすの認定基準及び基準確認方法」 平成 14 年 8 月 1 日 財団法人製品安全協会制定 (2008 年 2 月 1 日付廃止) (一部抜粋)

基準の目的：この基準は、可搬型折り畳みいすの安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

適用範囲：この基準は、キャンプ等レジャーで使用する折り畳み機構を有する可搬型のいすについて適用する。ただし、金属製折り畳みいす、乳幼児用いす等の他の認定基準及び基準確認方法の適用範囲のものは除く。

項 目：1. 外観、構造及び寸法

認定基準：1. いすの外観、構造及び寸法は、次のとおりとする。

(4) 座前縁と背もたれ上端又は背もたれフレームを保持して開閉脚を行ったとき、手等をはさんだり、部材が手等に接触しないこと。

基準確認方法：目視、触感、操作により確認すること。

○「JIS S 1203:1998 家具—いす及びスツール—強度と耐久性の試験方法」 1998 年 6 月 20 日 財団法人日本規格協会 (一部抜粋)

序文

この規格は、1989 年第 1 版として発行された ISO 7173 (Furniture – Chairs and stools – Determination of strength and durability) を翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更する

ことなく作成した日本工業規格である。

1. 適用範囲

この規格は、あらゆる種類のいす及びスツールの強度及び耐久性を評価するための試験方法について規定する。特殊ないす及び特定分野で使用するいすについては、将来の規格で規定することになる。

○「JIS S 1204:1998 家具—いす—直立型のいす及びスツールの安定性の試験方法」 1998 年 6 月 20 日制定 財団法人日本規格協会（一部抜粋）

序文

この規格は、1988 年に第 1 版として発行された ISO 7174-1 Furniture — Chairs — Determination of stability Part 1: Upright chair and stools を翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格である。

1. 適用範囲

この規格は、あらゆる種類の直立型のいす、スツール及びプーフ（円形のクッションのようなスツール）について、その安定性を求める試験方法を規定する。

【参考】

○「JIS B 9711:2002 (ISO 13854:1996) 機械類の安全性—人体部位が押しつぶされることを回避するための最小の隙間」 2002 年 7 月 25 日制定 財団法人日本規格協会（一部抜粋）

4 最小のすきま

4. 1 (C) リスクに関して人体部位に関連する適切な最小すきまを表 1 から選択する。

(表 1) 人体部位：指 最小のすきま：25mm

○「玩具安全基準 (ST-2002)」 2002 年 9 月 1 日 社団法人日本玩具協会（一部抜粋）

2 適用範囲

本規格は、子供用玩具に適用する。ただし、14 才を子供期の採集年齢とする。(略) 本規格は、本規格内では玩具とみなされない以下の品目には適用されない。

(12) 座面の高さが 33cm を超える乗用玩具

4. 2. 1. 6 折りたたみ機構

機械的に駆動する部分（滑動部又は折りたたみ部）を持つ玩具、及び 2.5kg 以上を越える可能性のある玩具で、滑動部又は折りたたみ部を持つものは、押しつぶし傷害を防ぐための安全装置が付いていること。押しつぶし傷害を防ぐ安全装置とは、(1)安全ストップ又はロック装置を設け、折りたたんだ状態での隙間は 12 mm 以上の事。(2)おもちゃの折りたたみ式乳母車は 5 0 kg±0.5kg、その他（おもちゃの折りたたみ式アイロン、折りたたみ式椅子、折りたたみ式テーブル）は 25kg±0.2 kg の加重を折りたたみされる部分に最も都合の悪い位置に水平に 5 分間掛ける。但し、加重を掛ける前に折りたたみ動作を 10 回以上繰り返す。加重を除去した時、安全ストップやロック装置破損等の欠陥がなく、正しく動き、折りたたみ動作が起こらないこと。(3)ロック装置を使わなくても垂直の状態を保てる場合、最も都合の悪い位置に水平に 10 kg の加重をかけ、折りたたみ動作がおこったり、傾かないこと。

4. 2. 1. 7 蝶番

1 個以上の蝶番によって、二つの部品が連結された玩具で（ドア又はふたのついた玩具等）、これら二つの部品の縁部の間にすき間がある場合は、ドア、あるいはふたがどのような位置におかれた場合でも、その隙間が 5mm 未満、又は 12mm をこえるように玩具を作製すること。但し、ふたに相当する部分が 250g 未満のものは適用外とする。

○「Safety aspects - Guidelines for child safety（安全側面—子供の安全の指針）ISO/IEC Guide 50:2002(E)」 第2版 2002年 ISO(International Organization for Standardization)：国際標準化機構 / IEC(International Electrotechnical Commission：国際電気標準会議)（一部抜粋）

1 適用範囲

このガイドは、たとえ子供専用として意図されていなくても、子供が使用又は接触することのある製品、プロセス又はサービスによる、子供にとって意図しない身体的危害(危険源)の潜在的根源に対処するための枠組みを提供する。この枠組みは、子供の傷害のリスクを最小限にすることを目指している。

4. 3 傷害の防止及び軽減

予防策を選定する場合は、大人の安全／リスクの許容レベルでは、子供の防護には十分でないことを認識しなければならない。

4. 4 子供の発育及び行動

4. 4. 1 一般

子供は、体の小さな大人ではない。危険源への暴露に加えて、発育段階を含めた子供固有の性質が、大人とは異なる方法で子供を損傷のリスクにさらすことになる。

(略)

子供がこうした製品を使用し、取り扱うやり方は、正常な子供の行動として検討しなければならない。この点で、子供に対して“誤用”という言葉を用いるのは、誤解を招きやすいし、子供の危険源に関して、不適切な意思決定を行うおそれがある。

(略)

子供が製品と触れ合うとき、それが遊びなのか、能動的学習なのか、それとも本当に使用することを意図したものなのかを区別することは難しい。安全のためという理由で、このような活動を区別しようとするのは建設的ではないかもしれない。

安全への配慮が、傷害のリスクと、刺激的な環境を探索し学習しようとする子供の自由とに、適切なバランスをとるべきことであるからには、目標とすべきは、子供がリスクを評価し、適切な行動を取れる能力を発達させるまでの時間は、設計によって傷害のリスクを軽減することである。

(ここで紹介している内容は、ISO/IEC が 2002 年に発行した Guide50 を ISO との翻訳協定に従って財団法人日本規格協会が翻訳発行し、東京都が引用したものです。使用に当たっては、必ず最新の原文をご利用下さい。)

商品・サービスに関する危害・危険情報提供サイト一覧

サイト名（運営機関）	アドレス
東京くらしWeb「くらしの安全情報サイト」 （東京都生活文化スポーツ局消費生活部生活安全課）	http://www.anzen.metro.tokyo.jp/
経済産業省「製品安全ガイド」 （経済産業省 商務情報政策局製品安全課）	http://www.meti.go.jp/product_safety/
国民生活センターホームページ （独立行政法人 国民生活センター）	http://www.kokusen.go.jp/
NITE 製品評価技術基盤機構ホームページ （独立行政法人 製品評価技術基盤機構）	http://www.nite.go.jp/

（平成 20 年 3 月 27 日現在）

消費生活相談窓口一覧

名 称	〒	住 所	相談ダイヤル
独立行政法人国民生活センター	108-8602	東京都港区高輪 3-13-22	(03)3446-0999
東京都消費生活総合センター	162-0823	新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 16 階	(03)3235-1155
千代田区消費者相談室	102-8688	千代田区九段南 1-2-1 区役所 2 階区民商工課内	(03)5211-4314
中央区消費者相談窓口	104-8404	中央区築地 1-1-1 区役所 1 階区民生活課内	(03)3543-0084
港区立消費者センター	108-0023	港区芝浦 3-1-47	(03)3456-6827
新宿区立新宿消費生活センター	169-0075	新宿区高田馬場 4-10-2	(03)3365-6000
文京区消費生活センター	112-8555	文京区春日 1-16-21 文京シビックセンター地下 2 階	(03)5803-1106
台東区消費者相談コーナー	110-8615	台東区東上野 4-5-6 区役所 9 階商業計画課内	(03)5246-1133
すみだ消費者センター	131-0045	墨田区押上 2-12-7-215	(03)5608-1773
江東区消費者センター	135-0011	江東区扇橋 3-22-2 パルシティ江東 2 階	(03)3647-9110
品川区消費者センター	140-0014	品川区大井 1-14-1 大井 1 丁目共同ビル 4 階	(03)5718-7182
目黒区消費生活センター	153-0063	目黒区目黒 2-4-36 区民センター1 階	(03)3711-1140
大田区立生活センター	144-0052	大田区蒲田 5-13-26-101	(03)3736-0123
世田谷区消費生活センター	154-0004	世田谷区太子堂 2-16-7 区役所三軒茶屋分庁舎 3 階	(03)3410-6522
渋谷区立消費者センター	150-0002	渋谷区渋谷 1-12-5	(03)3406-7644
中野区消費者センター	164-0001	中野区中野 5-4-7	(03)3389-1196
杉並区立消費者センター	167-0051	杉並区荻窪 5-15-13 あんさんぶる荻窪 3 階	(03)3398-3121

豊島区文化商工部生活産業課消費生活センター	170-0013	豊島区東池袋 1・20・15 生活産業プラザ 2 階	(03)3984-5515
北区消費生活センター	114-8503	北区王子 1・11・1 北とぴあ 11 階	(03)5390-1142
荒川区消費者相談室	116-0002	荒川区荒川 2・1・5 セントラル荒川ビル 3 階	(03)5604-7055
板橋区消費者センター	173-0004	板橋区板橋 2・65・6 板橋区情報処理センター7 階	(03)3962-3511
練馬区産業地域振興部経済課消費生活係	177-0041	練馬区石神井町 2・14・1	(03)5910-4860
足立区消費者センター	123-0851	足立区梅田 7・33・1L・ソフィア 2 階	(03)3880-5380
葛飾区消費生活センター	124-0012	葛飾区立石 5・27・1 ウィメンズパル 1 階	(03)5698-2311
江戸川区消費者センター	132-0031	江戸川区松島 1・38・1 グリーンパレス 1 階	(03)5662-7637
八王子市消費者センター	192-0053	八王子市八幡町 7・10 安藤物産第 2 ビル 4 階	(042)625-2621
立川市女性総合センター	190-0012	立川市曙町 2・36・2	(042)528-6810
武蔵野市消費生活センター	180-0004	武蔵野市吉祥寺本町 1・10・7 武蔵野商工会館 3 階	(0422)21-2971
三鷹市消費者活動センター	181-0013	三鷹市下連雀 3・22・7	(0422)47-9042
青梅市消費者相談室	198-0042	青梅市東青梅 1・2・5 東青梅センタービル 3 階	(042)822-6000
府中市消費生活相談室	183-0034	府中市住吉町 1・84 ステータ府中中河原 4 階フロア府中市女性センター内	(042)360-3316
昭島市消費生活相談室	196-0015	昭島市昭和町 3・10・2 昭島市勤労商工市民センター内	(042)544-9399
調布市消費生活相談室	182-8511	調布市小島町 2・35・1 市役所内 3 階	(042)481-7034
町田市消費生活センター	194-0013	町田市原町田 4・9・8 町田市民フォーラム 3 階	(042)722-0001
小金井市消費生活相談室	184-8504	小金井市本町 6・6・3 市役所内	(042)384-4999
小平市消費生活相談室	187-8701	小平市小川町 2-1333 市役所内	(042)341-1211 内線 2416

日野市消費生活相談室	191-0011	日野市日野本町 1・6・2 生活・保健センター内	(042)581-3556
東村山市消費生活相談室	189-8501	東村山市本町 1・2・3 市役所内	(042)393-5111 内線 2554,2555
国分寺市消費生活相談室	185-8501	①国分寺市戸倉 1・6・1 市役所内 (月・火・水)	(042)325-0111 内線 396
	185-0034	②国分寺市光町 1・46・8 ひかりプラザ (金)	(042)573-4342
国立市消費生活相談コーナー	186-8501	国立市富士見台 2・47・1 市役所内	(042)576-3201
西東京市消費者センター	202-0005	西東京市住吉町 6・1・5	(042)425-4040
福生市消費者相談室	197-8501	福生市本町 5 市役所本庁舎 5 階	(042)551-1511 内線 2514
狛江市消費生活相談コーナー	201-8585	狛江市和泉本町 1・1・5 市役所内	(03)3430-1111 内線 2229
東大和市消費生活相談	207-8585	東大和市中央 3・930	(042)563-2111 内線 1713
清瀬市消費生活センター	204-0021	清瀬市元町 1・4・17	(042)495-6212
東久留米市消費者センター	203-8555	東久留米市本町 3・3・1 市役所市民部生活文化課内	(042)473-4505
武蔵村山市消費生活相談	208-8501	武蔵村山市本町 1・1・1 市役所 1 階市政情報コーナー内	(042)565-1111 内線 108
多摩市消費生活センター	206-0025	多摩市永山 1・5 ベルブ永山 3 階	(042)374-9595
稲城市消費者ルーム	206-0804	稲城市百村 2111 パルシステム生活協同組合連合会 稲城事務センター3 階	(042)378-3738
羽村市消費生活センター	205-0003	羽村市緑ヶ丘 5・1・30	(042)555-1111
あきる野市消費生活相談	197-0814	あきる野市二宮 350	(042)558-1111
瑞穂町消費生活相談	190-1292	西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 瑞穂町役場庁舎別棟 1 階	(042)557-7633

(平成 20 年 3 月 27 日現在)